

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休む日、
が翌日に
当たる)

◇ 告 示

目 次

- 町の区域の新設等
- 保険医の登録
- 保険医等の登録
- 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 国民健康保険薬剤師等の登録があつたものとみなされるもの
- 種畜証明書の交付
- 土地改良事業計画の適否の決定(六件)
- 建築基準法による道路の位置の指定

告 示

鳥取県告示第九百八十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町及び字の区域を新たに画し、並びに字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の新設並びに字の区域の変更及び廃止は、昭和四十九年十一月十日からその効力を生ずる。

昭和四十九年十一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する町及び字の名称	同上の区域(昭和四十九年八月三十一日現在の地番による。)
和田東町字池田	和田字池田の全域
和田東町字菱田	和田字菱田の全域
和田東町字下畑田	和田字下畑田の全域
和田東町字中島	和田字中島の全域
和田東町字中河原	和田字中河原の全域
和田東町字樋ノ外	和田字樋ノ外の全域
和田東町字堂庵寺	和田字堂庵寺の全域
和田東町字向山	和田字向山の全域
	和田字道徳寺七七から八一まで、八九から一〇二ノ二まで、一〇三ノ二、一〇五から一〇九まで及びこれらと

和 田 東 町 字 道 和 寺	一 体 を な す 国 有 地 並 び に 和 田 字 平 ル 林 八 三 ノ 一、 八 三 ノ 二、 八 三 ノ 三 一 及 び 八 三 ノ 三 四
馬 場 町 字 東 馬 場	和 田 字 東 馬 場 の 全 域
馬 場 町 字 下 奥 田	和 田 字 下 奥 田 の 全 域
馬 場 町 字 上 奥 田	和 田 字 上 奥 田 の 全 域
馬 場 町 字 コ ゴ ロ	和 田 字 コ ゴ ロ の 全 域
馬 場 町 字 摩 瑠 山	和 田 字 摩 瑠 山 の 全 域
馬 場 町 字 才 ノ 神	和 田 字 才 ノ 神 の 全 域
馬 場 町 字 道 和 寺	和 田 字 道 和 寺 八 四 ノ 一 か ら 八 四 ノ 一 〇 ま で 及 び こ れ ら と 一 体 を な す 国 有 地
馬 場 町 字 平 ル 林	和 田 字 平 ル 林 八 三 ノ 三 か ら 八 三 ノ 三 〇 ま で、 八 三 ノ 三 一、 八 三 ノ 三 二、 八 三 ノ 三 三、 八 三 ノ 三 四、 八 三 ノ 三 五、 八 三 ノ 三 六 及 び こ れ ら と 一 体 を な す 国 有 地 並 び に 和 田 字 道 和 寺 八 二 及 び こ れ と 一 体 を な す 国 有 地
清 谷 字 下 沖	大 塚 字 下 沖 三 五 三 ノ 一 か ら 三 六 二 ノ 二 ま で 及 び こ れ ら と 一 体 を な す 国 有 地
清 谷 字 上 沖	大 塚 字 上 沖 の 全 域

区域を 変更する 字の 名称	同 上 の 区 域 (昭 和 四 十 九 年 八 月 三 十 一 日 現 在 の 地 番 に よ る 。)
和 田 字 道 和 寺	和 田 字 道 和 寺 の う ち 七 七 か ら 八 二 ま で、 八 四 ノ 一 か ら 八 四 ノ 一 〇 ま で、 八 九 か ら 一 〇 二 ノ 二 ま で、 一 〇 三 ノ 二、 一 〇 五 か ら 一 〇 九 ま で 及 び こ れ ら と 一 体 を な す 国 有 地 以 外 の 区 域
大 塚 字 下 沖	大 塚 字 下 沖 の う ち 三 五 三 ノ 一 か ら 三 六 二 ノ 二 ま で 及 び こ れ ら と 一 体 を な す 国 有 地 以 外 の 区 域
廢止する 字の 名称	和 田 字 池 田、 字 菱 田、 字 下 畑 田、 字 中 島、 字 堂 庵 寺、 字 樋 ノ 外、 字 中 河 原、 字 向 山、 字 東 馬 場、 字 下 奥 田、 字 上 奥 田、 字 コ ゴ ロ、 字 摩 瑠 山、 字 才 ノ 神 及 び 字 平 ル 林 並 び に 大 塚 字 上 沖

鳥取県告示第九百八十三号
 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に
 基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局
 の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政
 令第八十七号）第九条の規定により告示する。
 昭和四十九年十一月八日
 鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
坪内 研二	鳥医第一、九一四号	昭和四十九年十月十八日

鳥取県告示第九百八十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十九年十一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登 録 の 記 号 及 び 番 号	登 録 の 年 月 日
寛 哲 郎	鳥齒第三二二号	昭和四十九年十月二十一日
瀬ヶ谷 英 子	鳥葉第二九三号	〃 二十一日

鳥取県告示第九百八十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
梶川 薬局	八頭郡智頭町大字智頭 一六六四番地	昭和四十九年十月十五日

鳥取県告示第九百八十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
梶川 薬局	八頭郡智頭町大字智頭 一六六四番地	全国	昭和四十九年十月十五日

鳥取県告示第九百八十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国菜第 二九二号	梶 川 新 吾	昭和四十九年十月十二日
鳥国医第一、九二二号	国 元 憲 文	十四日
" 一、九二三号	植 田 薫	"
" 一、九一四号	坪 内 研 二	十八日
鳥国歯第 三三二号	寛 哲 郎	二十一日
鳥国菜第 二九三号	瀬ヶ谷 英 子	二十二日

鳥取県告示第九百八十八号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の種番証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

種番証明書番号	名 前	品 種	生 年 月 日	産 地	父 血 統	級 別	飼養者の住所及び氏名 又は名称
昭四九鳥取県臨 第一号	第3船吉	黒毛和種	昭和 四八・三・一九	西伯郡西伯町	第二政光 ふなよし2	一級	西伯郡西伯町下中谷 安部貞紀
" 第二号	第2治幸	"	四八・六・二〇	米子市	昭栄1 第3もりた	級外	"
" 第三号	幸 光	"	四八・七・一三	日野郡溝口町	第5卯月 むらしげ	"	日野郡江府町美用 川上清
" 第四号	宝	"	四八・八・一五	日野町	" 第三えいこう	"	"
" 第五号	栄	"	四八・五・二三	"	裕 豊 ことぶき	"	" 日野町舟場 大 下 勅 雄
" 第六号	大 山	"	四八・七・二	溝口町	隆 昌 ほゆき	"	倉吉市上余戸 生部元春

第一九号	第一八号	第一七号	第一六号	第一五号	第一四号	第一三号	第一二号	第一号	第一〇号	第九号	第八号	第七号
鳥源	吉政	福花	彗星2	北之湖	倉	第5村田	西保	吉久	清栄	田辺9	藤坂	高良
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
四八・七・一〇	四八・七・一五	四八・五・二〇	四八・三・五	四八・七・二〇	四八・四・二〇	"	四八・五・五	四七・一・二六	四八・一・二三	四八・一・二五	四八・四・一〇	四八・六・二〇
鳥取市西品治町	気高郡青谷町	八頭郡八東町	気高郡気高町	岩美郡国府町	八頭郡船岡町	岩美郡岩美町	" 用瀬町	八頭郡那家町	" 江府町	日野郡日南町	八頭郡智頭町	西伯郡西伯町
北気高	"	"	気高	北気高	"	"	気高	福気高	"	日光	気高	南高
くにゆき	第3たから	ふくとく	たなか	こくふゆたに	ねさか	第3むらた	まさみ	よしひさ	きよえ五	第2かざみ	333ふじた	第5たみ
"	"	"	"	"	"	"	"	"	級外	一級	"	"
気高郡気高町殿 山田辰美	" 智頭町智頭 谷口喜代治	" 福本正一	" 津村嘉一	" 上田太郎	" 倉掛秀美	八頭郡那家町万代寺 吉本進	鳥取市倭文 高田就徳	倉吉市上古川 西日本家畜センター	東伯郡大栄町原 岸田克己	"	" 上古川 西日本家畜センター	" 藤井今家 明

鳥取県告示第九百八十九号

昭和四十九年九月二十七日付けで用瀬町から申請のあつた土地改良（古用瀬地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。
昭和四十九年十一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十号

昭和四十九年十月八日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（福島地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十一号

昭和四十九年十月八日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（宮原地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。
昭和四十九年十一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十二号

昭和四十九年十月八日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（谷川地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十三号

昭和四十九年十月八日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（二部地

区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十四号

昭和四十九年十月八日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（古市地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十九年十一月八日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十九年十一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
岩美郡国府町大字 上地四二番地 森 田 時 夫	鳥取市大柵二二八〇八、二二八〇九、 二二八一七・二二八一八・二二 八二二三・二二八二四・二二八 二五の一部、二二八九地先河川敷	幅員 四メートル 延長 六二メートル

昭和四十九年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】